
利府町地域防災計画

第4編 原子力災害対策編

令和 5年 3月

利府町防災会議

第4編 原子力災害対策編

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第2章 原子力災害事前対策	11
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	11
第2節 緊急事態応急体制の整備	13
第3節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	13
第4節 モニタリング体制等.....	13
第5節 避難受入れ活動体制の整備.....	14
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	14
第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	15
第8節 原子力防災訓練等の実施	16
第3章 緊急事態応急対策	17
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	18
第2節 活動体制の確立.....	19
第3節 緊急時モニタリングの実施.....	20
第4節 屋内退避、避難等の防護活動	20
第5節 飲料水、飲食物の摂取制限等	21
第6節 住民等への的確な情報伝達活動.....	22
第7節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速	23
かつ的確な応急対策	23
第4章 原子力災害中長期対策	23
第1節 緊急事態解除宣言後の対応.....	23
第2節 放射性物質による汚染の除去等.....	23
第4節 災害地域住民等に係る記録等の作成	24
第5節 被災者等の生活再建等の支援	25
第6節 風評被害等の影響の軽減	25
第7節 心身の健康相談体制の整備.....	25

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、原子力発電所に事故が発生した場合には広域に影響が及ぶ可能性があるという認識に立ち、女川原子力発電所で同様の原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する町がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 県、国の防災基本計画との関係

この計画は、利府町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）を参考に作成したものであって、町は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

第2 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和4年4月6日一部改正）を遵守する。

第3 利府町における他の災害対策との関係

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原災法に基づき、「利府町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、利府町防災会議が策定する計画であり、この計画に定めのない事項については「利府町地域防災計画 第1編 風水害等災害対策編」に基づく。

第3節 計画の基礎とすべき災害の想定

女川町に「東北電力株式会社女川原子力発電所」が所在し、本町から最も近い距離で約 50km の位置関係にある。

本町は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において規定する「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」（原子力施設から 30km 以内）には含まれないが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民の生活や産業に大きな影響を及ぼしている。

これから、本町では、女川原子力発電所からの放射性物質の大量放出につながるような重大事故があげられる。

第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

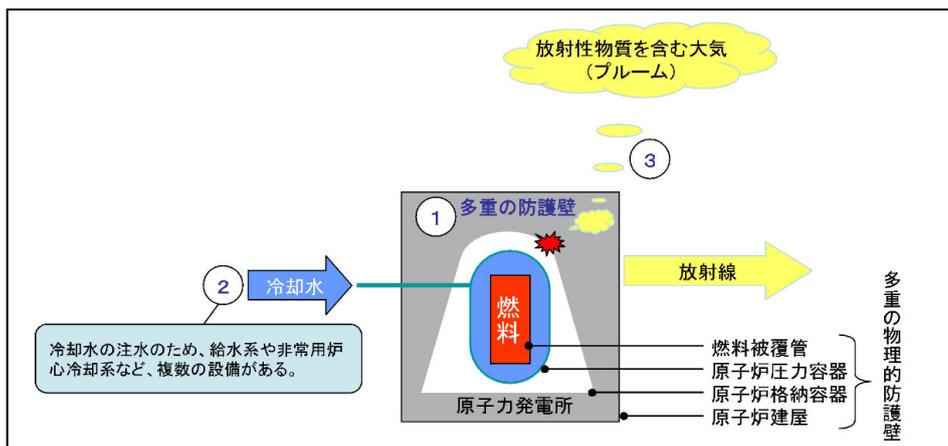
過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。

これらは、ブルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

1 原子力発電所の事故の概要

- （1）放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉压力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている（①）。
- （2）燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある（②）。
- （3）福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができなかったため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉建屋などが破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される（③）。

<原子力発電所の事故の概要>



放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。いつ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

本町域で事故時に注目すべき主な放射性物質は次のものがある。

<本町域で事故時に注目すべき主な放射性物質>

主な放射性物質	特徴
気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、プルームが通過すれば影響は残りにくい。
揮発性のヨウ素	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が8日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間放射線量率の上昇に影響する。

2 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の3つがある。

- (1) 原子力施設からの直接の放射線
- (2) 放出された放射性物質を含む大気（プルーム）
- (3) 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

また、被ばくの形態は次のように分類される。

<事故時の被ばくの種類>

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで放射線の影響を受けること

本町は、原子力発電所からの距離があることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。

特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。

3 本町で想定される被ばくの影響

本町において想定される被ばくの影響は、被ばくの種類ごとに次のような点が考えられる。

被ばくの種類	本町への影響	備考
(1) 原子力施設からの直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、本町への影響はない。	
(2) プルームからの外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く、屋内退避や避難などの防護対策が必要とされるほどの影響が生じる可能性は低いと考えられる（国の拡散予測 30km を越えない。）。	過去の評価結果として、避難及び屋内退避を必要とする範囲は原子力施設からおおむね 10km 以内が示されている。
(3) プルームの吸入による内部被ばく	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、町内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある。	福島第一原発の事故では 50km まで影響があった可能性が指摘されている。
(4) 沈着した放射性物質からの外部被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある。	福島第一原発の事故では計画的避難が 50km 程度までの範囲で行われたほか、更に広い地域で除染が行われている。
(5) 沈着した放射性物質による内部被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質が検出された場合に、その品目について摂取制限や出荷制限が行われる可能性がある。	福島第一原発の事故の事例では 250km を越える範囲で出荷制限が行われている。

第2 本町が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、女川原子力発電所を想定する。

本町は、女川原子力発電所からの距離は最短で 50km と離れており、町民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、プルーム通過時の被ばくを避けるため、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。

なお、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 町の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
利府町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信連絡設備の整備に関する事。 (2) 防災対策資料の整備に関する事。 (3) 住民等に対する情報連絡設備の整備に関する事。 (4) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。 (5) 原子力防災訓練の実施に関する事。 (6) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。 (7) 災害対策本部の設置・運営に関する事。 (8) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。 (9) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。 (10) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限に関する事。 (11) 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事。 (12) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事。 (13) 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関する事。 (14) 各種制限措置等の解除に関する事。

2 県の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信体制の整備・強化に関する事。 (2) 防災対策資料の整備に関する事。 (3) 防護資機材の整備に関する事。 (4) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関する事。 (5) 原子力災害医療設備等の整備に関する事。 (6) 防災業務関係者に対する教育に関する事。 (7) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。 (8) 原子力防災訓練の実施に関する事。 (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。 (10) 原子力災害警戒本部の設置・運営に関する事。 (11) 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事。 (12) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事。 (13) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (14) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。 (15) 緊急時モニタリングに関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> (16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 (17) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 (18) 原子力災害医療措置に関すること。 (19) 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。 (20) 各種制限措置の解除に関すること。 (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 (22) 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。
宮城県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防護対策を構すべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。 (2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (3) 立入り等の制限措置及び解除に関すること。
宮城県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 (2) 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。 (3) 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。

3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊東北方面総監部第6師団司令部第22即応機動連隊)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急救援活動に関すること。 (2) 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	
航空自衛隊 (第4航空団司令部)	

4 原子力事業者（指定公共機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (3) 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 通信連絡設備の整備に関すること。 (6) 緊急時モニタリングに関すること。 (7) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

5 指定地方行政機関

機 関	役割と業務大綱
東 北 管 区 警 察 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整
東 北 総 合 通 信 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信の確保及び非常通信の運用管理
東 北 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東 北 厚 生 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
宮 城 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働者の被ばく管理の監督指導
東 北 農 政 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導 (2) 農業関係被害状況の収集及び報告 (3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東 北 森 林 管 理 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 林産物の汚染対策及び除染措置の指導
東 北 経 済 産 業 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材・生活必需品及び燃料等の需給 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
東 北 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管する道路の管理
東 北 運 輸 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

機 関	役割と業務大綱
東京航空局 仙台空港事務所	(1) 原子力発電所上空の飛行規制 (2) 緊急時における飛行場使用の総合調整
国土地理院 東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用 (2) 復旧測量等の実施
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (2) 災害時における気象状況の推移やその予想の解説等
第二管区 海上保安本部 宮城海上保安部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力
東北地方 環境事務所	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 関係職員の派遣 (1) 関係機関等との連絡調整
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

6 指定公共機関

機 関	役割と業務大綱
独立行政法人 国立病院機構 北海道東北グループ	(1) 国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達
東日本高速道路株式会社 東北支社	(1) 高速道路の交通確保
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社	(1) 救助物資及び避難者の輸送の協力
日本貨物鉄道株式会社 東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策

機 関	役割と業務大綱
東日本電信電話株式会社 宮 城 事 業 部	(1) 通信の確保
K D D I 株 式 会 社 株式会社N T T ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュ ニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 通信の確保

7 指定地方公共機関

機 関	役割と業務大綱
公 益 社 団 法 人 宮 城 県 ト ラ ッ ク 協 会	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公 益 社 団 法 人 宮 城 県 バ ス 協 会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保
東 北 放 送 株 式 会 社 株 式 会 社 仙 台 放 送 株 式 会 社 宮 城 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社 東 日 本 放 送 株 式 会 社 エ フ エ ム 仙 台	(1) 原子力に係る知識の普及 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達
公 益 社 団 法 人 宮 城 県 医 師 会	(1) 災害時における医療救護活動
一 般 社 団 法 人 宮 城 県 薬 剤 師 会	(1) 災害時における医薬品の管理と供給
宮 城 県 道 路 公 社	(1) 高規格道路の交通確保

8 公共的団体及び防災上重要な施設

漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、町、県及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力する。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

■実施機関及び担当業務

節	担当課, 室, 局等	担当業務
第1節	総務部危機対策課	・情報の収集・連絡体制等の整備
第2節	総務部危機対策課	・緊急事態応急体制の整備
第3節	総務部危機対策課	・住民等への的確な情報伝達体制の整備
第4節	総務部危機対策課	・モニタリング体制等
第5節	総務部危機対策課 町民生活部生活環境課 町民生活部町民課	・避難受入れ活動体制の整備
第6節	経済産業部商工観光課 経済産業部農林水産課	・飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備
第7節	総務部危機対策課	・原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
第8節	全部局	・原子力防災訓練等の実施

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、原子力災害発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を図る。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに災害対策本部設置予定地に適切に備え付け、これらを確実に管理する。

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- 1) 防災業務計画
- 2) 原子力事業所の施設の配置図

町は、1)の資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から必要なものの写しを災害対策本部に備え付ける。

(2) 社会環境に関する資料

- 1) 周辺地域の種々の縮尺の地図
- 2) 町地区別人口、世帯数

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等（関係章節において掲載）

(5) 防災対策の実施に関する資料（関係章節において掲載）

第3 通信手段の確保

町は、緊急時に情報収集・伝達ができるよう、緊急時通信連絡網に伴う諸設備等を整備するとともに、国、県等との情報の収集・連絡体制を整備する。

第2節 緊急事態応急体制の整備

第1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

町は、警戒事象等の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

第2 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第3節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 町は、国及び県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。
また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、災害情報等を迅速かつ適切に伝達するための体制の整備を図る。
- 2 町は、県からの避難受入れ情報を的確に受領できるよう、その体制の整備を図る。

第4節 モニタリング体制等

町は、原子力発電所からの放射性物質の放出に備え、緊急時モニタリングに必要な装備・備品の確保、モニタリングの実施場所の確保に努めるとともに、国の緊急時モニタリングセンターの役割等に協力する。

第5節 避難受入れ活動体制の整備

第1 避難計画等の作成

- 1 町は、防護措置を重点的に実施すべき区域（原子力施設からおおむね30km圏内）外であるが、原子力施設の事態の推移（事態の規模、時間的な推移）に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても、段階的に避難措置等の予防的措置を実施することを鑑み、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画の作成に努める。
- 2 町域を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県の調整のもとに計画を作成するものとし、他の市町村からの避難者の受け入れ等については、県及び関係市町村と調整のうえ策定に努める。

第2 避難所等の整備

1 避難所の指定

町は、町指定避難所のうち体育館等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定する。

避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定する建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ（L G B T等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮、並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難所・避難方法等の周知

町は、県等と連携し、避難者を受け入れる避難所等、避難受入れ方法について、町広報誌等を通じ、日頃から住民への周知徹底を図る。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

町は、国及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

第2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

町は、県による飲食物の摂取制限及び出荷制限が実施された場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第1 町職員に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第2 住民に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
- 6 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動に関すること
- 9 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること（夏季の熱中症予防や対処法に関することを含む）

第8節 原子力防災訓練等の実施

第1 要素別訓練等

町は、国、県、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の各要素、又は各要素を組み合わせた防災訓練の実施に努める。

- 1 災害対策本部等の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時モニタリング訓練
- 4 原子力災害医療訓練
- 5 周辺住民に対する情報伝達訓練
- 6 周辺住民避難訓練
- 7 交通対策等措置訓練について、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、県と共同又は独自に行う。

第2 国や県等が実施する防災訓練への参加

町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示すものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

■実施機関及び担当業務

節	担当部、課、室、局等	担当業務
第1節	総務部危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・伝達 ・ 応急対策活動情報の連絡 ・ 現地事故対策連絡会議との連携
第2節	総務部危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害警戒本部体制の確立 ・ 緊急事態応急体制の確立
第3節	総務部危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングの実施
第4節	総務部危機対策課 町民生活部生活環境課 町民生活部町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避による防護対策 ・ 避難対象区域を含む市町の避難者受け入対策
第5節	経済産業部商工観光課 経済産業部農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備
第6節	企画部秘書政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への的確な情報伝達活動
第7節	総務部危機対策課 (消防本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 情報収集・伝達

県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて県内各市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

町は、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡を受けた場合、又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、当面とるべき措置について県へ助言を求めるとともに、消防本部に対し通報連絡を行う。

また、必要に応じ、塩釜警察署に対し通報連絡を行う。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 町、国及び県の相互連絡

町は、国、県等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

2 町と関係機関との連携

町は、関係機関との間において、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

3 現地事故対策連絡会議との連携

町は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

第3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。また、県等に職員を派遣するなどして、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第2節 活動体制の確立

第1 原子力災害警戒本部

町は、特定事象発生のお知らせを受けた場合又は町長が特に必要と認めた場合、危機対策課長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、関係市町及び防災関係機関と連携をとり、警戒体制をとる。

1 原子力災害警戒本部体制

警戒本部体制時には、災害応急対策に関係のある部班の所要人員の職員は、警戒配備の必要性について自主判断し出勤する。

総務部長は、町長と協議し、警戒本部体制の指示を受け、部長等に連絡、課長等は必要人員を確保する。

警戒本部体制は、災害対策本部体制に移行できる職員体制とするため、職員は連絡先を明らかにし、所属課長等からの連絡により直ちに出勤できる体制を整える。

2 原子力災害警戒本部の解除

警戒体制の解除は、おおむね以下の基準による。

- (1) 町長は、原子力災害の危険が解消したと認めたとき、又は原子力災害対策本部が設置されたときは、原子力災害警戒本部を廃止する。

第2 緊急事態応急対策活動体制

町は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

1 原子力災害対策本部

- (1) 町長が、特定事象発生に係るお知らせを受けた場合又は施設敷地緊急事態を検知した場合で県からの指導又は助言があったとき。
- (2) 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について県からの指導又は助言があったとき。
- (3) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出されたとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

町長は、原子力災害対策本部を設置した場合は、直ちに県に対しこの旨を報告するとともに、また住民への広報、並びに防災関係機関に通知する。

2 原子力災害対策本部の解除

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

第3節 緊急時モニタリングの実施

原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、県知事（県災害対策本部長）から町へ連絡を受けた場合、町は独自の判断で、速やかに緊急時モニタリングを実施する。また、必要に応じて、町内で生産される地域生産物（野外で栽培された野菜、果物等）の放射線量の測定を行う。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。

第4節 屋内退避、避難等の防護活動

第1 屋内退避による防護対策

- 1 屋内退避は、放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む。）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散したが一過性の放出であり放出が停止し収束に向かっている場合等を対象とする。
- 2 住民は、屋内退避の指示が出された場合は、原則として自宅内に留まる。
- 3 町は、防護対策地域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。
- 4 屋内退避をする場合は、建家の有する遮蔽（しゃへい）効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図る等の防護対策を講ずる。
- 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するほか、密集を避け、極力分散して対峙することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備している他の避難先へ避難する。
- 6 屋内退避が長期にわたることが予想される場合は、気密性の低下等の理由から避難の実施を検討する。

第2 避難対象区域を含む市町の避難者受け入れ対策

町は、石巻市避難対象区域の避難者の受け入れを次のように実施する。

- 1 防災行政無線、ホームページ（インターネット）等を利用して、避難対象区域を含む市町において避難の指示等が発令された旨、町内での避難等の住民の受け入れを行う旨、及び不要不急の車両の運転を控える旨等の広報を実施する。
- 2 避難所受付ステーション
町は、石巻市災害対策本部又は宮城県災害対策本部より避難所受付ステーションの開設について要請を受けた場合に開設する。
 - (1) 町は、避難計画に定める避難所を避難所受付ステーションとして提供し、避難所で避難対象市の職員の補助を行うなど、避難対象区域を含む市町に対し必要な協力を行う。
 - (2) 町は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難所までの間の誘導に協力する。

第5節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、国の指示・要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷・移動制限等

県は、国の指示又は要請に基づき、市町に対し、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者に次の措置をとることを要請するとともに、必要に応じて、生産地、出荷機関及び市場において産地名及び出荷時期などの調査を実施する。

- 1 農作物の作付け制限
- 2 農林水産物などの収穫、漁獲の禁止
- 3 農林水産物などの出荷制限
- 4 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 5 その他必要な措置

町は、農林畜水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する措置を講じるよう要請する。また、要請した措置の内容について、町民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

第6節 住民等への的確な情報伝達活動

町は、事故・災害等の概況及びモニタリング結果等について、住民等へ情報提供を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、誤情報の拡散抑制に努める。

なお、情報提供に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

第1 実施方法

- 1 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。
- 2 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。
- 3 町及び各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

第2 広報する情報の内容

- 1 災害の状況及び今後の予測
- 2 関係市町村及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- 3 地区別の住民等のとるべき行動及び注意事項
- 4 その他必要と認める事項

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、県、国、関係機関と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

第7節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者、並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。

町は、運搬中に事故が発生した場合、当該運搬を委託した国、県、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずる。

第1 町及び県の措置

事故の通報を受けた町及び県は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

■実施機関及び担当業務

節	担当部、課、室、局等	担当業務
第1節	関係部局	・緊急事態解除宣言後の対応
第2節	関係部局	・放射性物質による汚染の除去等
第3節	経済産業部商工観光課 経済産業部農林水産課	・各種制限措置の解除
第4節	総務部総務課 企画部秘書政策課	・災害地域住民等に係る記録等の作成
第5節	保健福祉部地域福祉課 都市開発部都市整備課町 民生活部町民課 企画部秘書政策課	・被災者等の生活再建等の支援
第6節	経済産業部商工観光課 経済産業部農林水産課 企画部秘書政策課	・風評被害等の影響軽減
第7節	保健福祉部健康推進課	・心身の健康相談体制の整備

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

第1 継続的な環境放射線モニタリング

放射性物質の放出による影響が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な環境放射線モニタリングの実施に努める。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。

第2 除染

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の結果、国等が定める基準を超える放射線量が測定された場合、町は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

第3節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された住民等の退避措置等、並びに土地立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第4節 災害地域住民等に係る記録等の作成

第1 災害地域住民等の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 4 町は、国及び県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第6節 風評被害等の影響の軽減

町は、原子力災害による風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて町内で生産された地域生産物の放射線量の測定を行い、その結果を公表するとともに、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく広報活動を行う。

第7節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備する。